

本永福祉会の対応方針（令和4年7月1日更新）

① 職員の対応（全サービス共通）

● 日常の健康管理

- ・ 毎日出勤前に必ず検温し記録する。
- ・ 平熱より1℃以上高い発熱、強い倦怠感、下痢・嘔吐、のどが痛い、息が苦しい、味を感じない、においを感じない等、体調に異常がある場合は、施設に連絡して出勤せず、医療機関を受診し、診断の結果について施設に連絡する。
- ・ 同居の家族等に同様の症状がある場合は、施設に連絡して指示を仰ぐ。
- ・ 勤務中に体調が悪くなった場合も、施設に報告して、原則早退する。
- ・ 万一、感染や濃厚接触が起こった場合に備えて、毎日の行動記録をしておく。
- ・ 職員本人または同居の家族等が「陽性」「濃厚接触者」となった場合の対応方法等については、別紙「就業制限のルール改正」（令和4年6月27日）に従うこと
- ・ 日常生活においても、国の示す「感染がおりやすい5つの場面」には特に注意し、「三密（密閉空間・密集場所・密接場面）」を避ける行動を意識する。
- ・ 感染の不安がある場合は、積極的に検査を受けること。
- ・ 業務中は、「手指衛生」「手指消毒」「マスクの着用」「適切な感染防護具の使用」を徹底すること。
- ・ 人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用しなくても良い。

● 移動の制限

- ・ 移動が制限されている国等への渡航は原則禁止、それ以外の海外への移動も極力控え、渡航する際には国の定める出入国時の措置に従う。
- ・ 「緊急事態宣言」「感染症まん延防止重点措置」対象の都道府県への移動は原則禁止、それ以外の新規感染者数 **30人/10万人以上**の都道府県、警戒レベル2以上の都道府県への移動についてもできるだけ自粛し、やむを得ず移動する場合は、事前に施設に報告するとともに、各自で十分な感染予防対策をとること。
- ・ 出勤制限等のルールについては、以下のとおりとする。
 - ◇ 緊急事態宣言・感染症まん延防止等重点措置が発令されている都道府県、直近1週間の新規感染者数 **30人/10万人以上**の都道府県を「感染拡大地域」とし、出勤制限の対象とする。
 - ◇ データは毎週更新する。
 - ① 本人が訪問・滞在した場合、
感染拡大地域の最終滞在日を0日目として、2日間の出勤制限。体調変化なければ、3日目から出勤可能
※1日間の出勤制限体調変化なければ、2日目の勤務前に検査実施して、結果陰性であれば2日目から出勤可能
 - ②同居の家族等が訪問・滞在した場合
感染拡大地域の最終滞在日を0日目として、1日目に同居の家族及び職員本人に体調変化がない場合は1日目から出勤可能
 - ③「感染拡大地域」からの来訪者と接触した場合

- ・ 会食する・感染対策なく同一空間で一緒に過ごす、会話をする等があった場合は、最初の接触日を 0 日目として 1 日間の出勤制限。来訪者及び職員本人に体調変化がない場合は、2 日目から出勤可能
 - ・ 会食する・感染対策なく同一の空間で一緒に過ごす、会話をする等がない場合は、来訪者及び職員本人に体調変化がない場合は、1 日目から出勤可能
 - ・ 来訪者が来訪日前 3 日以内又は来訪後に検査し、陰性を確認している場合は、会食する・感染対策なく同一の空間で一緒に過ごす、会話をする等があった場合でも 1 日目から出勤可能
- ※出勤制限中に、発熱等の症状がある場合は、ルールに従って医療機関を受診し、結果を報告すること。

● 会議等の開催について

- ・ 施設内でのカンファレンス・委員会等は実施可能。
 - ・ 実施するにあたって、参加前の検温、手洗い・マスクの着用・真正面の席を避けること・座席の間隔をあけること（1m、できれば 2m）・発熱等体調不良の場合は参加しない等の基本的感染防止対策をとること
- 実施する場合も議題の整理・事前の資料配布等により短時間でできる工夫をすること。又は、web の利用、書面による開催等を検討すること

● 施設内研修

- ・ 集合型研修を行う場合、会議等と同様、参加前の検温、手洗い・マスクの着用・真正面の席を避けること・座席の間隔をあけること（1m、できれば 2m）・発熱等体調不良の場合は参加しない等の基本的感染防止対策をとること。
- ・ 上記の対応が取り難い場合は、資料配布・web の活用等の実施方法を検討すること。
- ・ 小人数を対象とした研修（新人研修・部署ごとの研修等）に関しても、集合型の研修と同様の配慮を行うこと。
- ・ 少人数で行う場合にもプログラムの内容や進行等に配慮すること。

● 外部研修・会議

- ・ 県内で開催される研修会・会議は、主催者側で十分な対策が取られていることを確認の上、主催者の指示事項を遵守したうえで、参加可能とする。
- ・ 参加する際には「新型コロナウイルス接触確認アプリ」（厚生労働省）や「広島コロナお知らせ QR」等各都道府県で実施されているアプリを積極的に活用すること（継続）
- ・ 「緊急事態宣言」「まん延防止等重点措置」発令中の都道府県で開催される研修・会議については、web 参加以外は参加を自粛する。（継続）
- ・ その他の「新規感染者数 30 人/10 万人以上」の都道府県で開催される研修・会議については、出勤制限等のルールを適用するとともに、研修・会議中、移動中の感染防止対策に努めること。（継続）

- 実習・ボランティアの受入

- ・実習については、内容・人数等により受入の可否について都度判断し、受け入れる場合は感染予防策を徹底する。
- ・ボランティア活動についても、活動内容・人数等により受入の可否について都度判断し、受け入れる場合は感染予防策を徹底する。

- その他

- ・休憩時間、喫煙場所、更衣室等、狭い場所で人が集まりやすい場面では、会話の際のマスク着用・換気など特に行動に注意すること。(継続)

② 利用者へのサービス

- 特別養護老人ホーム・ショートステイ

- ・ 「ご利用者本人」及び「同居の御家族等」が上記「感染拡大地域」に「訪問」又は「滞在」した場合のサービス利用制限のルール(継続)

※「感染拡大地域」とは、「緊急事態宣言」「感染症まん延防止等重点措置」発令中の都道府県及び「新規感染者数30人/10万人以上」の都道府県

ア) 本人が訪問・滞在した場合

- ・ 感染拡大地域の最終滞在日を0日目として、2日間の自宅待機 体調変化なければ、3日目から利用可能

イ) 同居の家族等が訪問・滞在した場合

- ・ 感染拡大地域の最終滞在日を0日目として、1日間に利用者本人・ご家族とも体調変化なければ、1日目から利用可能

ウ) 「感染拡大地域」からの来訪者と接触した場合

- ・ 接触日を0日目として、1日間の自宅待機 利用者本人及び来訪者ともに体調変化なければ、2日目から利用可能

- ・ サービス提供中は、定期的に換気を行うこと。
- ・ 入浴の待機場所・レク実施・食事等の場面において、真正面の席を避ける・座席の間隔をあける(1m、できれば2m)等の密にならないよう配慮すること。
- ・ 利用者にサービス提供中は、職員は常にマスクを着用すること
- ・ 手袋・エプロン・ゴーグル・フェイスガード等の个人防护具を場面に応じて適切に使用すること。
- ・ クラブ・誕生会は棟ごとに実施可能。(プログラムに工夫)

※外部講師・家族の参加は当面見合わせる。

- ・ 利用者の交差を伴わない各棟間の利用者の移動は可能(入浴・診察室での処置等・移動経路としての使用等)
- ・ 職員の棟間の移動についても制限しないが、感染防止対策をとること。
- ・ 面会については、条件を付した上で緩和を検討する。※面会緩和の条件(別紙)

- ・ オンライン面会は継続実施（継続）
- ・ 業者の納品等は原則玄関先までとし、必要都度対応を検討する。
- ・ 作業上必要な場合は、感染予防策を講じた上で、利用者の生活エリアでの作業は可能。
- ・ 利用者に発熱がある場合の受診は、事前に医療機関の指示を受け、感染防護策をとって受診すること。
- ・ 斎藤先生（嘱託医）・藤中先生（協力歯科医療機関）の診療は実施。
- ・ その他の医療機関の往診が必要な場合は、診療場所等を配慮したうえで可とする。
- ・ 歯科による口腔ケアについては、待機場所等が密にならないようにする等配慮すること。
- ・ 訪問理美容については、感染対策をしたうえで実施
- ・ 訪問マッサージについては、当分の間休止。
- ・ ショートステイ利用者の「利用者及び同居の家族が検査対象となる」、「検査の結果陽性と判定される」等の事案が発生した場合は、必ず担当のケアマネージャーと連携するとともに施設に連絡して指示を受けること。（継続）
- ・ その他不明な点が生じた場合は、施設に相談し指示を仰ぐこと。

● デイサービス

- ・ サービス提供中は、定期的に換気を行うこと。
- ・ 「ご利用者本人」及び「同居の御家族等」が上記「感染拡大地域」に「訪問」又は「滞在」した場合のサービス利用制限のルール

※「感染拡大地域」とは、「緊急事態宣言」「感染症まん延防止等重点措置」発令中の都道府県及び「新規感染者数 30 人/10 万人以上」の都道府県

ア) 本人が訪問・滞在した場合

- ・ 感染拡大地域の最終滞在日を0日目として、2 日間の自宅待機 体調変化なければ、3 日目から利用可能

イ) 同居の家族等が訪問・滞在した場合

- ・ 感染拡大地域の最終滞在日を0日目として、1 日間に利用者本人・ご家族とも体調変化なければ、1 日目から利用可能

ウ) 「感染拡大地域」からの来訪者と接触した場合

- ・ 接触日を0日目として、1 日間の自宅待機 利用者本人及び来訪者ともに体調変化なければ、2 日目から利用可能

- ・ サービス利用前に発熱等の健康状態を確認し、利用者に発熱等体調に異常があれば、サービスを利用を控える。
- ・ 利用者と同居の家族等に発熱、咳等がある場合は、施設に連絡して指示を仰ぐ。
- ・ 利用者に発熱等がある場合は、担当ケアマネに必ず連絡する。
- ・ アクティビティ・機能訓練も通常通り実施(プログラムに工夫)。
- ・ 着席時、真正面の席を避けること・座席の間隔をあげる(1m、できれば 2m)等の対応をすること。
- ・ 送迎中も車両の窓を一部開ける等換気に努めること。
- ・ サービス終了後は車両・車椅子等の消毒を行う。
- ・ 利用者へのサービス提供中は、常にマスクを着用すること。
- ・ 利用者に対しても、サービス利用中のマスク着用を勧奨すること
- ・ 必要に応じて、手袋・エプロン・ゴーグル・フェイスガード等の個人防護具を適切に使用すること。
- ・ 個人防護具の使用方法や感染症への対応方法等については、下記の動画を視聴し確認すること。
- ・ 「利用者及び同居の家族が検査対象となる」、「検査の結果陽性と判定される」等の事案が発生した場合は、必ず担当のケアマネジャーと連携するとともに施設に連絡して指示を受けること。
- ・ その他不明な点が生じた場合は、施設に相談し指示を仰ぐ。

- ホームヘルプサービス

- ・ サービス提供中は利用者宅の換気に努めること。
- ・ 「ご利用者本人」及び「同居の御家族等」が上記「感染拡大地域」に「訪問」又は「滞在」した場合のサービス利用制限のルール

- ア) 本人が訪問・滞在した場合

- ・ 感染拡大地域の最終滞在日を0日目として、2日間の自宅待機 体調変化なければ、3日目から利用可能

- イ) 同居の家族等が訪問・滞在した場合

- ・ 感染拡大地域の最終滞在日を0日目として、1日間に利用者本人・ご家族とも体調変化なければ、1日目から利用可能

- ウ) 「感染拡大地域」からの来訪者と接触した場合

- ・ 接触日を0日目として、1日間の自宅待機 利用者本人及び来訪者ともに体調変化なければ、2日目から利用可能
- ・ サービス利用前に発熱等の健康状態を確認し、利用者が発熱等体調に異常があれば、サービスを利用しない。
- ・ 同居の家族等に発熱、咳等がある場合は、施設に連絡して指示を仰ぐ。
- ・ 利用者の発熱等がある場合は、担当ケアマネに必ず連絡する。
- ・ 利用者へのサービス提供中は常にマスクを着用すること。
- ・ 必要に応じて、手袋・エプロン・ゴーグル・フェイスガード等の个人防护具を適切に使用すること。
- ・ 个人防护具の使用方法や感染症への対応方法等については、下記の動画を視聴し確認すること。
- ・ 「利用者及び同居の家族が検査対象となる」、「検査の結果陽性と判定される」等の事案が発生した場合は、必ず担当のケアマネージャーと連携するとともに施設に連絡して指示を受けること。
- ・ その他不明な点が生じた場合は、施設に相談し指示を仰ぐ。

● 居宅介護支援事業

- ・ 「ご利用者本人」及び「同居の御家族等」が上記「感染拡大地域」に「訪問」又は「滞在」した場合のサービス利用制限のルール

ア) 本人が訪問・滞在した場合

- ・ 感染拡大地域の最終滞在日を0日目として、2日間の自宅待機 体調変化なければ、3日目から利用可能

イ) 同居の家族等が訪問・滞在した場合

- ・ 感染拡大地域の最終滞在日を0日目として、1日間に利用者本人・ご家族とも体調変化なければ、1日目から利用可能

ウ) 「感染拡大地域」からの来訪者と接触した場合

- ・ 接触日を0日目として、1日間の自宅待機 利用者本人及び来訪者ともに体調変化なければ、2日目から利用可能

- ・ 必要に応じて居宅を訪問することは可能。
- ・ 訪問中は利用者宅の換気に努めること。
- ・ 訪問する場合は、訪問時のマスク着用、訪問前後の手洗い・手指消毒を徹底する。
- ・ 使用した車両は使用後に消毒を行うこと。
- ・ サービス担当者会議は開催可能であるが、web会議等代替手段も検討すること。
- ・ 事業者等との面談は、三密にならないよう配慮すること。
- ・ 利用者及び同居の家族に関する、感染（疑い含む）・濃厚接触の情報を把握した場合は、東広島市の定めるルールに従い、関係機関と適切な情報共有を図ること。
- ・ 外来者のマスク着用・手洗いの依頼を徹底すること
- ・ 他者と接する場合は常にマスクを着用すること
- ・ 必要に応じて、手袋・エプロン・ゴーグル・フェイスガード等の个人防护具を適切に使用すること。
- ・ 个人防护具の使用法や感染症への対応方法等については、動画を視聴し確認すること。
- ・ その他不明な点が生じた場合は、施設に相談し指示を仰ぐ

※サービス提供中も含め、新型コロナウイルスが陽性の者、濃厚接触者と判断された者と接触した場合等、感染のリスクがあると判断した場合は、必ず施設に報告し、待機する、検査を受ける等の指示を受けること

令和4年7月1日

社会福祉法人本永福祉会

就業制限のルール改正（令和4年6月27日以降）

● 感染者になった場合

① 症状がある場合

症状が出た日を0日目として、10日間経過しかつ症状軽快後72時間経過するまで、就業制限療養終了翌日から勤務可能

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	9日目	10日目	11日目	
発症	検査	陽性 確定				症状 軽快						出勤 制限 解除

※ 72時間経過

② 無症状の場合

陽性確定にかかる検体採取日を0日目として7日間無症状のまま経過するまで、就業制限8日目から勤務可能

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	10日目	11日目	12日目	
検体 採取	陽性 確定											出勤 制限 解除

● 濃厚接触者となった場合

➤ 同居家族が陽性者の場合

① 家族に症状がある場合

家族に症状が出た日を0日として、7日間の自宅待機 体調変化なければ、8日目から勤務可能

※家庭内で感染対策をとった日を0日目として、4日間の自宅待機

体調変化なければ、5日目に検査実施して、結果陰性であれば6日目から勤務可能

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	10日目	11日目	12日目	
家族 発症 感染 防護 対策 開始					検査 陰性 確認	出勤 制限 解除						出勤 制限 解除

※検査はPCR検査又は医療用抗原検査

② 家族が無症状の場合

家族が検体採取した日を0日として、7日間の自宅待機 体調変化なければ、8日目から勤務可能

※家庭内で感染対策をとった日を0日目として、4日間の自宅待機

体調変化なければ、5日目に検査実施して、結果陰性であれば6日目から勤務可能

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	10日目	11日目	12日目	
検体 採取 感染 防護 対策 開始	陽性 確定				検査 陰性 確認	出勤 制限 解除						出勤 制限 解除

※検査はPCR検査又は医療用抗原検査

➤ その他の場合

陽性者と最後に接触した日を0日目として、7日間の自宅待機 体調変化なければ、8日目から出勤可能
 ※4日間の自宅待機 体調変化なければ、5日目に検査実施して、結果陰性であれば6日目から勤務可能

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	10日目	11日目	12日目
検体採取	陽性										
感染防護	確定										
対策開始					検査陰性確認	出勤制限解除	※検査はPCR検査又は医療用抗原検査				

● 「感染拡大地域」を訪問・滞在した場合

(直近7日間の人口10万人あたりの新規感染者数が30人以上の地域)

① 本人が訪問・滞在した場合

感染拡大地域の最終滞日を0日目として、2日間の自宅待機 体調変化なければ、3日目から勤務可能
 ※1日間の自宅待機 体調変化なければ、2日目の勤務前に検査実施して、結果陰性であれば2日目から勤務可能

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	10日目	11日目	12日目
滞在最終日			出勤制限解除								
	検査陰性・出勤制限解除										

② 同居の家族が訪問・滞在した場合

感染拡大地域の最終滞日を0日目として、1日目に本人及び家族に体調変化なければ、1日目から勤務可能

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	10日目	11日目	12日目
滞在最終日	体調不良なし 出勤制限なし										

③ 「感染拡大地域」からの来訪者と接触した場合

来訪日を0日目として、1日間の出勤制限 本人及び来訪者に体調変化なければ、2日目から勤務可能
 ※来訪日前3日以内または来訪後に検査を実施し、陰性を確認した上で来訪した場合は、自宅待機不要

-3日目	-2日目	-1日目	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
			来訪日		① 会食等ある場合 1日出勤制限 体調変化なければ2日目から勤務可能						
				② 会食等がない場合 体調変化なければ、出勤制限なし							
			③ 来訪日前3日以内または来訪後に陰性を確認 出勤制限なし								
			来訪者が検査実施・陰性確認								

サービス利用制限のルール改正（令和4年3月27日以降）

- 「感染拡大地域」を訪問・滞在した場合
（直近7日間の人口10万人あたりの新規感染者数が30人以上の地域）

① 本人が訪問・滞在した場合

感染拡大地域の最終滞在日を0日目として、2日間の自宅待機 体調変化なければ、3日目から利用可能

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	10日目	11日目	12日目
滞在 最終日	←————→		利用制限解除								

② 同居の家族が訪問・滞在した場合

感染拡大地域の最終滞在日を0日目として、2日間の自宅待機 体調変化なければ、3日目から利用可能

0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	10日目	11日目	12日目
滞在 最終日	体調不良なし		利用制限なし								

③ 「感染拡大地域」からの来訪者と接触した場合

来訪日を0日目として、1日間の自宅待機 体調変化なければ、2日目から利用可能

-3日目	-2日目	-1日目	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
			来訪日	←————→		利用制限解除					